

高松市監査委員告示第12号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年3月30日

高松市監査委員 吉田正己
 同 山下稔
 同 波多等
 同 森谷忠造

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知について

第1 財政援助団体等監査で指摘した事項に対する措置内容等

| | | |
|-------|---|--|
| 対象部課等 | 産業経済部商工労政課 | |
| 措置通知日 | 平成24年3月5日 | |
| | 【改善を要する事項】 | 【措置された内容】 |
| | <p>管理業務の細目を定めるべきもの</p> <p>高松テルサの管理に関する基本協定書第3条は、指定管理者に行わせる管理業務の細目は、別に年度ごとに締結する年度協定に定めるところによるとしているが、平成22年度および23年度の年度協定書には、その細目が定められていないので、今後は、年度協定において細目を定め、管理業務の範囲を明確にされたい。</p> | <p>平成23年4月1日付けで締結した、平成23年度高松テルサの指定管理者による管理に関する協定書(年度協定書)を一部変更し、平成23年度の管理業務の範囲について、別途定める高松テルサ管理業務仕様書のとおりであることを確認する条項を規定することにより、管理業務の範囲を明確にした。</p> |
| | <p>基本協定書と仕様書の整合性を図るべきもの</p> <p>高松テルサの管理に関する基本協定書第11条は、指定管理者は、毎年度終了後、速やかに管理業務に関する事業実績報告書を作成し、翌年度の4月末までに市に提出しなければならない</p> | <p>高松テルサの管理に関する基本協定書に定める事業報告書の提出期限である4月末までに統一するため、高松テルサ管理業務仕様書において事業報告書の提出期限を4月末までと</p> |

| | |
|--|---------------------------------------|
| <p>としているが、高松テルサ管理業務仕様書では、同報告書は、当該事業年度終了後2か月以内に提出することとしており、提出期限の定めに差異が生じているので、基本協定書と仕様書の内容に整合性を図られたい。</p> | <p>する変更契約を締結して、基本協定書と仕様書の整合性を図った。</p> |
|--|---------------------------------------|

| | | |
|-----------|--|--|
| 対 象 団 体 | 穴吹エンタープライズ株式会社 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成24年3月15日 | |
| | 【改善を要する事項】 | 【措置された内容】 |
| | <p>事業費用に係る経費計上を適正にすべきもの</p> <p>平成22年度高松テルサに係る事業費用として計上された維持管理費のうち、賃借料使用料・諸経費について、翌年度分の経費が計上されているものおよび支出科目が誤っているものが見受けられたので、今後は、適正な経費計上に努められたい。</p> | <p>平成23年度に支払うべき経費「有線聴取料」を、誤って前年度の平成23年3月に先払いをした件については、「有線聴取料」等の年一括で支払う経費は、支出月の一覧表を作成して管理する方法に改め、今後、同様の事態が発生しないよう細心の注意を払うこととした。</p> <p>また、本来、賃借料で支払うべき事業費用の「マッサージ機設置に伴う行政財産目的外使用料」については、今後、支出科目の入力誤りが生じないように、細心の注意を払い、適正な会計処理に努めることとした。</p> |

第2 財政援助団体等監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

| | | |
|-----------|--|--|
| 対 象 団 体 | 穴吹エンタープライズ株式会社 | |
| 措 置 通 知 日 | 平成24年3月15日 | |
| | 【意見を付された事項】 | 【措置された内容】 |
| | <p>利用料金の減免の取扱いについて</p> <p>高松テルサ条例第10条は、指定管理者は、特に必要と認めるときは、利用料金を減額し、または免除することができる」と規定しているものの、高松テルサ指定管理者募集要項では、事前に市の承認を得て、利用料金減免の基準を設けることができるとしていることから、今後、利用料金の減免の基準を設ける際には、事前に市の承認を得られたい。</p> | <p>高松テルサの指定管理者である穴吹エンタープライズ株式会社から、利用料金の減免の基準を設ける申請書の提出があり、内容を審査した結果、施設の有効活用を図り、利用者の利便性を向上させるとともに、稼働率を改善させ、利用料金の増収につながると考えられ、適当と認められるため申請を承認し、減免承認書の交付を行った。</p> |